

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第四条の規定により、農地中間管理機構として次の者を指定しました。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称及び住所

公益財団法人奈良県農業振興公社

橿原市四条町八八番地

二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

橿原市四条町八八番地

三 農地中間管理事業の開始の日

平成二十六年五月一日